

## 標準処理期間の未設定理由

番号 23

処 分 名	測量及び調査のための土地の立入り等の際の植物等の伐除の認可
根 拠 法 令 名	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
条 項	第72条第6項
所 管 課	市街地整備課
<b>【標準処理期間を未設定とした理由】</b> 過去に申請実績がない又は稀である、或いは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する実益がない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。